

中小企業のための

講座

合弁事業 (Joint Venture)

できる。

また、合弁事業の期間についても定款に記載しておけば、その期間を超えた場合には会社を自動

的に清算させるという簡単な清算手続きもある。

(3) 会社の名前およびビジ
ネス上で使う商号など

(4) 取締役会の構成と取締役の委任

各投資者がそれぞれ何

とができるのかというこ

とは会社の実質的な経営権をどちらが握るのか

を決定する重要な問題である。もし各々の投資者

が同人數の取締役を委任できる場合は、どちらの

卷之三

100

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

就きを簡便にする方法もある

(5) 会社の日常的運営の方
法

会社により多少差はあるが、以下のことに関しては必ず契約書に記載すべきであろう。

- ・各投資者はいつでも会社の会計、帳簿や経営の状況をチェックする権利を有する
- ・会社の監査役や銀行など、重要な委任についての決定方法
- ・会社の定款の変更方法（例えば、全員の賛成があつた場合にのみ変更できるなど）
- ・小切手の権限
- ・いつどこで取締役会を開くか
- ・全員の同意が必要となる事項

(6) 会社によつて異なるが、以下のことについてはず出資者全員の同意が必要となる事項として契約書に記載すべきである。ある金額を超えた借金、あるいは借金の担保をす

(7) 各投資者は自らの株券を勝手に処分できないこと

(8) 配当の方法

これについては私よりも皆さんが方が詳しいだろう。しかし、この大事な点について記載されない契約書も多い。

(9) 事業の行き詰まり (Deadlock) の解決方法

これは見逃しやすいが重要なことである。例えば、冷静期の導入や紛争の解決（第三者に頼むなど）などを合弁事業契約書にきちんと記載すれば、

(10) 重大な投資や買収、契約などをするとき
・重要な人間（CEO、COO、CFO、COOなど）を雇うとき
・会社の資本金の変更や株主の権利の変更
・土地や工場の購入

事業が行き詰まつたとき



筆者紹介

ANDY CHENG
弁護士 アンディ・チェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの
法律相談・契約書作成を得意としている。香
港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、
在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェ
トロ相談員も務めている。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com